

第27号議案 長崎市科学館条例等の一部を改正する条例

	ページ
1 長崎市科学館条例等の一部を改正する条例の概要……………	1～4
2 長崎市科学館条例等新旧対照表……………	5～26

教育委員会  
平成31年2月



長崎市科学館条例等の一部を改正する条例の概要

1 改正理由

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により消費税法の一部が改正されたことに伴い、消費税の引上げ分を転嫁するため科学館等の使用料等を改正しようとするもの。

2 改正する条例

- (1) 長崎市科学館条例
- (2) 長崎市立学校施設使用料等条例
- (3) 長崎市文化センター条例
- (4) 長崎市図書館条例
- (5) 長崎市民会館条例
- (6) 日吉自然の家条例

3 改正の内容

(1) 長崎市科学館条例

区分	現行	改正案
特別展示	2,050円	2,090円
プラネタリウム	250～510円	260～520円
全天周映画	250～510円	260～520円
学習室	514～1,542円	523～1,571円
売店	1月の売上額の100分の5.29に相当する金額	1月の売上額の100分の5.39に相当する金額
合計		

(参考)

平成30年度 件数(見込み)	転嫁による 影響見込額 (通年)
57,356件	578千円
36,993件	145千円
4,488件	21千円
1件	1千円
1件	7千円
98,839件	752千円

(2) 長崎市立学校施設使用料等条例

区分		現行	改正案
体育館	卓球 (1台につき)	61円	62円
	バドミントン (1面につき)	77円	78円
	バレーボール (1面につき)	308円	314円

平成30年度 件数(見込み)	転嫁による 影響見込額 (通年)
361件	1千円
8,539件	17千円
1,295件	15千円

	バスケットボール (1面につき)	308円	314円
	スポーツ以外に使用する場合	308円	314円
	武道場又は柔剣道場	308円	314円
テニスコート (1コートにつき)	中学校	51円	52円
	長崎商業高等学校	185円	188円
運動場	小学校又は中学校	205円	209円
	長崎商業高等学校	524円	534円
	長崎商業高等学校ソフトボール場	205円	209円
	長崎商業高等学校野球場	524円	534円
合計			

3,325件	40千円
11件	1千円
2,760件	34千円
0件	0円
355件	2千円
1,057件	8千円
0件	0円
112件	1千円
0件	0円
17,815件	119千円

(3) 長崎市文化センター条例

区分	現行	改正案
長崎市野母崎文化センター	102~3,240円	104~3,300円
長崎市琴海文化センター	216~1,398円	220~1,424円
長崎市琴海南部文化センター	216円	220円
長崎市ヴィラ・オリンピックカ伊王島	318~3,180円	324~3,240円
合計		

平成30年度 件数(見込み)	転嫁による 影響見込額 (通年)
129件	2千円
621件	12千円
588件	6千円
1,339件	25千円
2,677件	45千円

(4) 長崎市図書館条例

区分	現行	改正案
多目的ホール	2,160~11,880円	2,200~12,100円
新興善メモリアル	617~9,843円	628~10,025円
研修室等	185~9,956円	188~10,140円
合計		

平成30年度 件数(見込み)	転嫁による 影響見込額 (通年)
3,999件	80千円
3,999件	80千円

(5) 長崎市民会館条例

区分	現行	改正案
文化ホール	421~35,465 円	429~36,121 円
市民体育館	61~62,856 円	62~64,020 円
中央公民館	617~9,534 円	628~9,710 円
男女共同参画 推進センター	349~5,882 円	356~5,992 円
売店	9,534 円	9,711 円
合計		

平成 30 年度 件数(見込み)	転嫁による 影響見込額 (通年)
3,935 件	589 千円
59,860 件	353 千円
4,296 件	90 千円
3,578 件	61 千円
1 件	2 千円
71,670 件	1,095 千円

(6) 日吉自然の家条例

区分	現行	改正案
宿泊する場合	266~1,065 円	270~1,084 円
宿泊しない場合	324 円	330 円
体育館	154~308 円	156~313 円
合計		

(参考)

平成 30 年度 件数(見込み)	転嫁による 影響見込額 (通年)
244 件	67 千円
285 件	5 千円
403 件	3 千円
932 件	75 千円

4 施行期日

平成 31 年 10 月 1 日

5 長崎市科学館条例等新旧対照表

別紙参照

## 消費税率の引き上げに伴う使用料及び手数料の見直しについて

急速な少子高齢化や社会経済状況が大きく変化する中、社会保障費が年々増加し、国及び地方の予算の大きな部分を占めるようになってきており、一方でそれを支える現役世代が減っていくことが懸念されている。このような状況の中、社会保障の持続性と安心の確保及び財政の健全化は重要な課題となっており、その財源確保の方策として、消費税率が平成31年10月1日に8%から10%へ引き上げられることとなった。

長崎市においては、消費税率の引上げに伴う円滑かつ適正な転嫁を実施するため、次により使用料及び手数料の見直しを行おうとするもの。

### 1 消費税転嫁対象

非課税、不課税を除く公共施設等の使用料及び各種手数料が対象。

75 条例が改正対象。

### 2 消費税転嫁の方針

(1) 外税については、100分の108を100分の110とし、消費税引き上げ分を転嫁する。

(2) 内税については、消費税5%の時点の単価に105分の110を乗じた額とし、円未満の端数については切り捨てる。ただし、施設入館料等及び機械機器により徴収する使用料については、10円単位の転嫁とし、10円未満の端数は切り捨てる。

※ 平成26年4月1日に5%→8%へ転嫁した際、端数を切り捨てていることから、より正しい転嫁を行うため、8%→10%ではなく、5%→10%の転嫁を行うこととする。

※ 施設入館料等には、プール、浴場、海水浴場、キャンプ場、駐車場等の入場料を含む。

### 3 種別による転嫁単位の例

種別	転嫁単位	種別	転嫁単位	種別	転嫁単位
入館・入場料	10円単位	宿泊料	1円単位	附属設備	1円単位
駐車場	10円単位	会議室等	1円単位	模写手数料	1円単位
ロッカー等	10円単位	スポーツ施設	1円単位	各種手数料	1円単位

長崎市科学館条例新旧対照表

現行 消費税8%

○長崎市科学館条例

平成9年3月28日  
条例第1号

本則及び附則（略）  
別表第1（第9条関係）

区分		観覧料	
		個人	団体（15人以上）
常設展示	一般	円 410	円 1人につき320
	小学校の児童、中学校の生徒又は幼児	200	1人につき160
特別展示		1人につき2,050円以内で教育委員会が定める額	
プラネタリウム	一般	円 510	円 1人につき410
	小学校の児童、中学校の生徒又は幼児	250	1人につき200
全天周映画	一般	510	1人につき410
	小学校の児童、中学校の生徒又は幼児	250	1人につき200

備考  
1 「一般」とは、15歳以上の者(小学校の児童及び中学校の生徒を除く。)をいう。

改正後（案）消費税10%

○長崎市科学館条例

平成9年3月28日  
条例第1号

本則及び附則（略）  
別表第1（第9条関係）

区分		観覧料	
		個人	団体（15人以上）
常設展示	一般	円 410	円 1人につき320
	小学校の児童、中学校の生徒又は幼児	200	1人につき160
特別展示		1人につき2,090円以内で教育委員会が定める額	
プラネタリウム	一般	円 520	円 1人につき410
	小学校の児童、中学校の生徒又は幼児	260	1人につき200
全天周映画	一般	520	1人につき410
	小学校の児童、中学校の生徒又は幼児	260	1人につき200

備考  
1 「一般」とは、15歳以上の者(小学校の児童及び中学校の生徒を除く。)をいう。

2 「幼児」とは、就学前の者(3歳未満の者を除く。)をいう。

別表第2 (第9条関係)

種別		利用料 (1時間につき)
学習室	160平方メートル以上	円 <u>1,542</u>
	90平方メートル以上160平方メートル未満	<u>1,028</u>
	90平方メートル未満	<u>514</u>

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。
- 2 利用者が、入場者から入場料金その他これに類する料金を徴収する場合の利用料は、この表に掲げる利用料の倍額とする。

別表第3 (第15条関係)

使用区分	使用料 (1月につき)
売店	1月の売上額の100分の <u>5.29</u> に相当する金額

備考

- 1 使用期間が1月未満であるとき、又は使用期間に1月未満の端数があるときは、その使用期間又はその端数期間の使用料の額については、1月を30日とした日割計算をする。
- 2 使用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

2 「幼児」とは、就学前の者(3歳未満の者を除く。)をいう。

別表第2 (第9条関係)

種別		利用料 (1時間につき)
学習室	160平方メートル以上	円 <u>1,571</u>
	90平方メートル以上160平方メートル未満	<u>1,047</u>
	90平方メートル未満	<u>523</u>

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。
- 2 利用者が、入場者から入場料金その他これに類する料金を徴収する場合の利用料は、この表に掲げる利用料の倍額とする。

別表第3 (第15条関係)

使用区分	使用料 (1月につき)
売店	1月の売上額の100分の <u>5.39</u> に相当する金額

備考

- 1 使用期間が1月未満であるとき、又は使用期間に1月未満の端数があるときは、その使用期間又はその端数期間の使用料の額については、1月を30日とした日割計算をする。
- 2 使用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。



長崎市立学校施設使用料等条例新旧対照表

現行 消費税8%		改正後(案) 消費税10%																																																																					
○長崎市立学校施設使用料等条例 平成16年9月30日 条例第34号		○長崎市立学校施設使用料等条例 平成16年9月30日 条例第34号																																																																					
第1条から第9条まで(略)		第1条から第9条まで(略)																																																																					
(損害賠償) 第10条 学校施設を汚損し、き損し、又は滅失させた者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。		(損害賠償) 第10条 学校施設を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。																																																																					
第10条から第12条まで及び附則(略)		第10条から第12条まで及び附則(略)																																																																					
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)																																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>使用料(1時間につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">体育館</td> <td rowspan="4">スポーツに使用する場合</td> <td>卓球(1台につき)</td> <td>円 61</td> </tr> <tr> <td>バドミントン(1面につき)</td> <td>77</td> </tr> <tr> <td>バレーボール(1面につき)</td> <td>308</td> </tr> <tr> <td>バスケットボール(1面につき)</td> <td>308</td> </tr> <tr> <td>スポーツ以外に使用する場合</td> <td>308</td> </tr> <tr> <td colspan="2">武道場又は柔剣道場</td> <td>308</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">テニスコート(1コートにつき)</td> <td>中学校</td> <td>51</td> </tr> <tr> <td>長崎商業高等学校</td> <td>185</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">運動場</td> <td>小学校又は中学校</td> <td>205</td> </tr> <tr> <td>長崎商業高等学校</td> <td>524</td> </tr> <tr> <td colspan="2">長崎商業高等学校ソフトボール場</td> <td>205</td> </tr> <tr> <td colspan="2">長崎商業高等学校野球場</td> <td>524</td> </tr> </tbody> </table>		区分		使用料(1時間につき)	体育館	スポーツに使用する場合	卓球(1台につき)	円 61	バドミントン(1面につき)	77	バレーボール(1面につき)	308	バスケットボール(1面につき)	308	スポーツ以外に使用する場合	308	武道場又は柔剣道場		308	テニスコート(1コートにつき)	中学校	51	長崎商業高等学校	185	運動場	小学校又は中学校	205	長崎商業高等学校	524	長崎商業高等学校ソフトボール場		205	長崎商業高等学校野球場		524	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>使用料(1時間につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">体育館</td> <td rowspan="4">スポーツに使用する場合</td> <td>卓球(1台につき)</td> <td>円 62</td> </tr> <tr> <td>バドミントン(1面につき)</td> <td>78</td> </tr> <tr> <td>バレーボール(1面につき)</td> <td>314</td> </tr> <tr> <td>バスケットボール(1面につき)</td> <td>314</td> </tr> <tr> <td>スポーツ以外に使用する場合</td> <td>314</td> </tr> <tr> <td colspan="2">武道場又は柔剣道場</td> <td>314</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">テニスコート(1コートにつき)</td> <td>中学校</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>長崎商業高等学校</td> <td>188</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">運動場</td> <td>小学校又は中学校</td> <td>209</td> </tr> <tr> <td>長崎商業高等学校</td> <td>534</td> </tr> <tr> <td colspan="2">長崎商業高等学校ソフトボール場</td> <td>209</td> </tr> <tr> <td colspan="2">長崎商業高等学校野球場</td> <td>534</td> </tr> </tbody> </table>		区分		使用料(1時間につき)	体育館	スポーツに使用する場合	卓球(1台につき)	円 62	バドミントン(1面につき)	78	バレーボール(1面につき)	314	バスケットボール(1面につき)	314	スポーツ以外に使用する場合	314	武道場又は柔剣道場		314	テニスコート(1コートにつき)	中学校	52	長崎商業高等学校	188	運動場	小学校又は中学校	209	長崎商業高等学校	534	長崎商業高等学校ソフトボール場		209	長崎商業高等学校野球場		534
区分		使用料(1時間につき)																																																																					
体育館	スポーツに使用する場合	卓球(1台につき)	円 61																																																																				
		バドミントン(1面につき)	77																																																																				
		バレーボール(1面につき)	308																																																																				
		バスケットボール(1面につき)	308																																																																				
	スポーツ以外に使用する場合	308																																																																					
武道場又は柔剣道場		308																																																																					
テニスコート(1コートにつき)	中学校	51																																																																					
	長崎商業高等学校	185																																																																					
運動場	小学校又は中学校	205																																																																					
	長崎商業高等学校	524																																																																					
長崎商業高等学校ソフトボール場		205																																																																					
長崎商業高等学校野球場		524																																																																					
区分		使用料(1時間につき)																																																																					
体育館	スポーツに使用する場合	卓球(1台につき)	円 62																																																																				
		バドミントン(1面につき)	78																																																																				
		バレーボール(1面につき)	314																																																																				
		バスケットボール(1面につき)	314																																																																				
	スポーツ以外に使用する場合	314																																																																					
武道場又は柔剣道場		314																																																																					
テニスコート(1コートにつき)	中学校	52																																																																					
	長崎商業高等学校	188																																																																					
運動場	小学校又は中学校	209																																																																					
	長崎商業高等学校	534																																																																					
長崎商業高等学校ソフトボール場		209																																																																					
長崎商業高等学校野球場		534																																																																					

備考

- 1 体育館を卓球、バドミントン、バレーボール又はバスケットボール以外のスポーツに使用するときの使用料は、教育委員会規則で定める。
- 2 使用時間が1時間未満であるとき、又はその時間に1時間未満の端数があるときは、その使用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。
- 3 附属設備の使用料は、教育委員会規則で定める。

備考

- 1 体育館を卓球、バドミントン、バレーボール又はバスケットボール以外のスポーツに使用するときの使用料は、教育委員会規則で定める。
- 2 使用時間が1時間未満であるとき、又はその時間に1時間未満の端数があるときは、その使用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。
- 3 附属設備の使用料は、教育委員会規則で定める。

長崎市文化センター条例新旧対照表

現行 消費税8%		
○長崎市文化センター条例		
平成16年9月30日 条例第43号		
本則及び附則（略）		
別表第1（第7条関係）		
1 長崎市野母崎文化センターの使用料		
区分	金額（1時間につき）	
	午前9時から午後6時まで      午後6時から午後10時まで	
多目的ホール	円 2,160      3,240	
会議室	102      154	
視聴覚室	102      154	
2 長崎市琴海文化センターの使用料		
区分	金額（1時間につき）	
多目的ホール	円 1,398	
会議室	1	216
	2	216
	3	216
和室	216	

改正後（案）消費税10%		
○長崎市文化センター条例		
平成16年9月30日 条例第43号		
本則及び附則（略）		
別表第1（第7条関係）		
1 長崎市野母崎文化センターの使用料		
区分	金額（1時間につき）	
	午前9時から午後6時まで      午後6時から午後10時まで	
多目的ホール	円 2,200      3,300	
会議室	104      157	
視聴覚室	104      157	
2 長崎市琴海文化センターの使用料		
区分	金額（1時間につき）	
多目的ホール	円 1,424	
会議室	1	220
	2	220
	3	220
和室	220	

3 長崎市琴海南部文化センターの使用料

区分		金額 (1時間につき)
会議室	1	円 216
	2	216
	3	216
和室	1	216
	2	216
調理実習室		216

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又はその時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。
- 2 営利、営業、宣伝その他これらに類する目的で利用するときの使用料は、この表に掲げる使用料の倍額とする。
- 3 多目的ホールの利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する時間の使用料は、この表に掲げる額（備考2の適用があるときは、当該適用後の額）の4割に相当する額とする。この場合において、当該4割に相当する額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

別表第2（第10条関係）

（平28条例43・追加）

区分		金額
多目的ホール	卓球 (1台につき)	円 1時間につき 524
	バドミントン (1面につき)	1時間につき 524

3 長崎市琴海南部文化センターの使用料

区分		金額 (1時間につき)
会議室	1	円 220
	2	220
	3	220
和室	1	220
	2	220
調理実習室		220

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又はその時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。
- 2 営利、営業、宣伝その他これらに類する目的で利用するときの使用料は、この表に掲げる使用料の倍額とする。
- 3 多目的ホールの利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する時間の使用料は、この表に掲げる額（備考2の適用があるときは、当該適用後の額）の4割に相当する額とする。この場合において、当該4割に相当する額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

別表第2（第10条関係）

（平28条例43・追加）

区分		金額
多目的ホール	卓球 (1台につき)	円 1時間につき 534
	バドミントン (1面につき)	1時間につき 534

	その他	1時間につき 1,584
フィットネスルーム	当日券	1人1回につき 318
	回数券 (11回分)	3,180

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又はその時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。
- 2 営利、営業、宣伝その他これらに類する目的で利用するときの金額は、この表に掲げる金額の倍額とする。
- 3 多目的ホールの利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する時間の金額は、この表に掲げる額（備考2の適用があるときは、当該適用後の額）の4割に相当する額とする。この場合において、当該4割に相当する額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

	その他	1時間につき 1,613
フィットネスルーム	当日券	1人1回につき 324
	回数券 (11回分)	3,240

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又はその時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。
- 2 営利、営業、宣伝その他これらに類する目的で利用するときの金額は、この表に掲げる金額の倍額とする。
- 3 多目的ホールの利用者がその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する時間の金額は、この表に掲げる額（備考2の適用があるときは、当該適用後の額）の4割に相当する額とする。この場合において、当該4割に相当する額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。



長崎市図書館条例新旧対照表

現行 消費税8%							改正後(案) 消費税10%						
○長崎市図書館条例							○長崎市図書館条例						
平成19年3月29日 条例第4号							平成19年3月29日 条例第4号						
本則及び附則(略)							本則及び附則(略)						
別表第1(第5条関係)							別表第1(第5条関係)						
間 区分	利用時	午前10時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 9時まで	午前10時 から午後 5時まで	午後1時 から午後 9時まで	午前10時 から午後 9時まで	午前10時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午後6時 から午後 9時まで	午前10時 から午後 5時まで	午後1時 から午後 9時まで	午前10時 から午後 9時まで
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
多目的ホール		2,160	4,320	3,240	7,560	8,640	11,880	2,200	4,400	3,300	7,700	8,800	12,100
新興善 メモリアル	ホール	1,789	3,579	2,684	6,264	7,158	9,843	1,822	3,645	2,734	6,380	7,291	10,025
	会議室1	699	1,398	1,049	2,448	2,797	3,846	712	1,424	1,068	2,493	2,849	3,918
	会議室2	617	1,234	925	2,160	2,468	3,394	628	1,257	942	2,200	2,514	3,457
研修室1		185	370	277	648	740	1,018	188	377	282	660	754	1,037
研修室2		185	370	277	648	740	1,018	188	377	282	660	754	1,037
研修室3		185	370	277	648	740	1,018	188	377	282	660	754	1,037
研修室4		185	370	277	648	740	1,018	188	377	282	660	754	1,037
スタジオ		1,008	2,016	1,512	3,528	4,032	5,544	1,026	2,053	1,540	3,593	4,106	5,646
編集室		1,810	3,620	2,715	6,336	7,241	9,956	1,843	3,687	2,765	6,453	7,375	10,140
パソコン室		905	1,810	1,357	3,168	3,620	4,978	921	1,843	1,382	3,226	3,687	5,070

備考

- 1 多目的ホール等の利用の許可を受けた者が、入場者から入場料金その他これに類する料金を徴収するとき、又は営利、営業、宣伝その他これらに類する目的で利用するときの使用料は、この表に掲げる使用料の倍額とする。
- 2 利用時間を超過して利用する場合の使用料は、教育委員会規則で定める。
- 3 多目的ホール等の利用の許可を受けた者が特別の設備をする場合に、備付けの器具以外の器具を使用して電気又は水道を使用するときは、実費を徴収する。
- 4 附属設備の使用料は、教育委員会規則で定める。

別表第2（略）

備考

- 1 多目的ホール等の利用の許可を受けた者が、入場者から入場料金その他これに類する料金を徴収するとき、又は営利、営業、宣伝その他これらに類する目的で利用するときの使用料は、この表に掲げる使用料の倍額とする。
- 2 利用時間を超過して利用する場合の使用料は、教育委員会規則で定める。
- 3 多目的ホール等の利用の許可を受けた者が特別の設備をする場合に、備付けの器具以外の器具を使用して電気又は水道を使用するときは、実費を徴収する。
- 4 附属設備の使用料は、教育委員会規則で定める。

別表第2（略）



長崎市民会館条例新旧対照表

現行 消費税8%				改正後(案) 消費税10%			
○長崎市民会館条例				○長崎市民会館条例			
平成27年3月20日				平成27年3月20日			
条例第1号				条例第1号			
本則及び附則(略)				本則及び附則(略)			
別表第1(第8条関係)				別表第1(第8条関係)			
文化ホールの利用に係る基準額				文化ホールの利用に係る基準額			
(1) ホールを利用する場合				(1) ホールを利用する場合			
種別	利用時間 午前9時から正午 まで	午後1時から午後 5時まで	午後6時から午後10 時まで	種別	利用時間 午前9時から正午 まで	午後1時から午後 5時まで	午後6時から午後10 時まで
平日	円 11,437	円 25,169	円 29,746	平日	円 11,649	円 25,635	円 30,297
土曜日、日曜日又は休日	13,721	29,746	35,465	土曜日、日曜日又は休日	13,975	30,297	36,121
(2) ホール以外を利用する場合				(2) ホール以外を利用する場合			
種別	利用時間 午前9時から正午ま で	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	種別	利用時間 午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時 まで
展示ホール	円 3,558	円 4,752	円 4,752	展示ホール	円 3,624	円 4,840	円 4,840
	円 8,310	円 9,504	円 13,062		円 8,464	円 9,680	円 13,304
リハーサル室	524	709	709	リハーサル室	534	722	722
					円 1,256	円 1,444	円 1,978

音楽室	2,098	2,808	2,808	4,906	5,616	7,714
大会議室	1,553	2,067	2,067	3,620	4,134	5,687
第1会議室	1,954	2,612	2,612	4,566	5,224	7,178
第2会議室	1,645	2,201	2,201	3,846	4,402	6,047
第3会議室	781	1,038	1,038	1,819	2,076	2,857
第4会議室	977	1,306	1,306	2,283	2,612	3,589
第5会議室	771	1,028	1,028	1,799	2,056	2,827
第6会議室	977	1,306	1,306	2,283	2,612	3,589
第7会議室	781	1,038	1,038	1,819	2,076	2,857
第8会議室	843	1,059	1,059	1,902	2,118	2,961
第9会議室	864	1,152	1,152	2,016	2,304	3,168
第10会議室	1,728	2,314	2,314	4,042	4,628	6,356
小会議室	421	534	534	955	1,068	1,489
和室(1室につき)	925	1,234	1,234	2,159	2,468	3,393

## 備考

- 「ホール」とは、観客席、舞台、楽屋及びホワイエをいう。
- 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 営利、営業宣伝その他これらに類する目的で利用する場合の金額は、この表に掲げる金額の倍額とする。
- 第1号の表に掲げる利用時間帯のいずれかの全部をその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する場合の金額は、同表に掲げる金額（備考

音楽室	2,137	2,860	2,860	4,997	5,720	7,857
大会議室	1,581	2,105	2,105	3,686	4,210	5,791
第1会議室	1,990	2,660	2,660	4,650	5,320	7,310
第2会議室	1,676	2,241	2,241	3,917	4,482	6,158
第3会議室	796	1,058	1,058	1,854	2,116	2,912
第4会議室	995	1,330	1,330	2,325	2,660	3,655
第5会議室	785	1,047	1,047	1,832	2,094	2,879
第6会議室	995	1,330	1,330	2,325	2,660	3,655
第7会議室	796	1,058	1,058	1,854	2,116	2,912
第8会議室	859	1,079	1,079	1,938	2,158	3,017
第9会議室	880	1,173	1,173	2,053	2,346	3,226
第10会議室	1,760	2,357	2,357	4,117	4,714	6,474
小会議室	429	544	544	973	1,088	1,517
和室(1室につき)	942	1,257	1,257	2,199	2,514	3,456

## 備考

- 「ホール」とは、観客席、舞台、楽屋及びホワイエをいう。
- 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 営利、営業宣伝その他これらに類する目的で利用する場合の金額は、この表に掲げる金額の倍額とする。
- 第1号の表に掲げる利用時間帯のいずれかの全部をその利用に係る準備又はリハーサルのために利用する場合の金額は、同表に掲げる金額（備考

3の適用があるときは、当該適用後の金額)の4割に相当する額とする。  
 この場合において、当該4割に相当する額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

5 利用時間を超過して利用する場合の金額は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする。

別表第2 (第8条関係)

市民体育館の利用に係る基準額

(1) 専用利用する場合

種別	利用時間			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで
	競技場	アマチュア スポーツに 利用する場合	入場料等を 徴収しない 場合	平日	円 3,024	円 4,669
			土曜日、日 曜日又は休 日	4,669	6,181	7,693
		入場料等を 徴収する場 合	平日	24,531	34,220	44,043
			土曜日、日 曜日又は休 日	30,600	38,787	46,851
	アマチュア	入場料等を	平日	24,531	34,220	44,043

3の適用があるときは、当該適用後の金額)の4割に相当する額とする。  
 この場合において、当該4割に相当する額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

5 利用時間を超過して利用する場合の金額は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする。

別表第2 (第8条関係)

市民体育館の利用に係る基準額

(1) 専用利用する場合

種別	利用時間			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで
	競技場	アマチュア スポーツに 利用する場合	入場料等を 徴収しない 場合	平日	円 3,080	円 4,756
			土曜日、日 曜日又は休 日	4,756	6,296	7,836
		入場料等を 徴収する場 合	平日	24,985	34,854	44,859
			土曜日、日 曜日又は休 日	31,166	39,505	47,719
	アマチュア	入場料等を	平日	24,985	34,854	44,859

スポーツ以外に利用する場合	徴収しない場合	土曜日、日曜日又は休日	<u>30.600</u>	<u>38.787</u>	<u>46.851</u>
	入場料等を徴収する場合	平日	<u>30.600</u>	<u>42.058</u>	<u>53.393</u>
		土曜日、日曜日又は休日	<u>38.314</u>	<u>49.885</u>	<u>62.856</u>
軽スポーツ室(1室につき)		平日	<u>1.738</u>	<u>2.334</u>	<u>2.910</u>
		土曜日、日曜日又は休日	<u>2.088</u>	<u>2.797</u>	<u>3.497</u>

備考

- 1 「入場料等を徴収」とは、利用者が入場料、会費等を徴収し、又は賛助金、寄附金その他名目のいかなるものかを問わず、市民体育館に入館する者から金銭を受領することをいう。
- 2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- 3 アマチュアスポーツ以外に利用する場合で入場料等を徴収する場合は、この表に掲げる金額に、入場料等の1人当たり最高額の100人分を加算した額とする。
- 4 軽スポーツ室を利用する場合で営利、営業宣伝その他これらに類する目的で利用する場合の金額は、この表に掲げる金額の倍額とする。

スポーツ以外に利用する場合	徴収しない場合	土曜日、日曜日又は休日	<u>31.166</u>	<u>39.505</u>	<u>47.719</u>
	入場料等を徴収する場合	平日	<u>31.166</u>	<u>42.837</u>	<u>54.381</u>
		土曜日、日曜日又は休日	<u>39.023</u>	<u>50.809</u>	<u>64.020</u>
軽スポーツ室(1室につき)		平日	<u>1.770</u>	<u>2.378</u>	<u>2.964</u>
		土曜日、日曜日又は休日	<u>2.126</u>	<u>2.849</u>	<u>3.561</u>

備考

- 1 「入場料等を徴収」とは、利用者が入場料、会費等を徴収し、又は賛助金、寄附金その他名目のいかなるものかを問わず、市民体育館に入館する者から金銭を受領することをいう。
- 2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- 3 アマチュアスポーツ以外に利用する場合で入場料等を徴収する場合は、この表に掲げる金額に、入場料等の1人当たり最高額の100人分を加算した額とする。
- 4 軽スポーツ室を利用する場合で営利、営業宣伝その他これらに類する目的で利用する場合の金額は、この表に掲げる金額の倍額とする。

5 利用時間を超過して利用する場合及び競技場又は軽スポーツ室を部分的に利用する場合の金額は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする。

6 競技場を利用する場合において、この表に掲げる利用時間帯のいずれかの全部をその利用に係る準備又はリハーサルのために利用するときの金額は、この表に掲げる金額（備考3の適用があるときは、当該適用後の金額）の4割に相当する額とする。

(2) 練習利用する場合

種別	利用時間	午前10時	午後1時か	午後3時か	午後5時か	午後7時か
		から正午 まで	午後3時 まで	午後5時 まで	午後7時 まで	午後9時 まで
バドミントン (1面に つき)	小学校の児童又は	円	円	円		
	中学校の生徒	123	123	123		
	高等学校の生徒	246	246	246		
	一般	504	504	504	565円	565円
バレーボ ール(1面に つき)	小学校の児童又は	308	308	308		
	中学校の生徒					
	高等学校の生徒	627	627	627		
	一般	1,265	1,265	1,265	1,512円	1,512円
バスケット ボール(1 面につき)	小学校の児童又は	308	308	308		
	中学校の生徒					
	高等学校の生徒	627	627	627		
	一般	1,265	1,265	1,265	1,512円	1,512円

5 利用時間を超過して利用する場合及び競技場又は軽スポーツ室を部分的に利用する場合の金額は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする。

6 競技場を利用する場合において、この表に掲げる利用時間帯のいずれかの全部をその利用に係る準備又はリハーサルのために利用するときの金額は、この表に掲げる金額（備考3の適用があるときは、当該適用後の金額）の4割に相当する額とする。

(2) 練習利用する場合

種別	利用時間	午前10時	午後1時か	午後3時か	午後5時か	午後7時か
		から正午 まで	午後3時 まで	午後5時 まで	午後7時 まで	午後9時 まで
バドミン トン(1面 につき)	小学校の児童又は	円	円	円		
	中学校の生徒	125	125	125		
	高等学校の生徒	251	251	251		
	一般	513	513	513	576円	576円
バレーボ ール(1面 につき)	小学校の児童又は	314	314	314		
	中学校の生徒					
	高等学校の生徒	639	639	639		
	一般	1,288	1,288	1,288	1,540円	1,540円
バスケット ボール (1面に つき)	小学校の児童又は	314	314	314		
	中学校の生徒					
	高等学校の生徒	639	639	639		
	一般	1,288	1,288	1,288	1,540円	1,540円

その他(競 技場半面 につき)	小学校の児童又は 中学校の生徒	308	308	308		
	高等学校の生徒	627	627	627		
	一般	1,265	1,265	1,265	1,512円	1,512円

(3) トレーニング室を利用する場合

種別	利用時間	午前10時	午後1時	午後3時か	午後5時	午後7時か	
		から正午 まで	から午後 3時まで	ら午後5時 まで	から午後 7時まで	ら午後9時 まで	
当日券(1 人につき)	高等学校の生徒	円	円	円			
	一般	185	185	185			
会員券(1 人1月につ き)	高等学校の生徒	1,193円					
	一般					2,396円	

(4) 卓球室を利用する場合

種別	利用時間	午前10時	午後1時	午後3時か	午後5時	午後7時か
		から正午 まで	から午後 3時まで	ら午後5時 まで	から午後 7時まで	ら午後9時 まで
卓球台(1 台につき)	小学校の児童又は 中学校の生徒	円	円	円		
	中学校の生徒	61	61	61		
	高等学校の生徒	154	154	154		
	一般	308	308	308	370円	370円

その他(競 技場半面 につき)	小学校の児童又 は中学校の生徒	314	314	314		
	高等学校の生徒	639	639	639		
	一般	1,288	1,288	1,288	1,540円	1,540円

(3) トレーニング室を利用する場合

種別	利用時間	午前10時	午後1時	午後3時か	午後5時か	午後7時か	
		から正午 まで	から午後 3時まで	ら午後5時 まで	ら午後7時 まで	ら午後9時 まで	
当日券(1 人につき)	高等学校の生徒	円	円	円			
	一般	188	188	188			
会員券(1 人1月につ き)	高等学校の生徒	1,215円					
	一般					2,440円	

(4) 卓球室を利用する場合

種別	利用時間	午前10時	午後1時	午後3時か	午後5時か	午後7時か
		から正午 まで	から午後 3時まで	ら午後5時 まで	ら午後7時 まで	ら午後9時 まで
卓球台(1 台につき)	小学校の児童又 は中学校の生徒	円	円	円		
	中学校の生徒	62	62	62		
	高等学校の生徒	157	157	157		
	一般	314	314	314	377円	377円

## 別表第3（第8条関係）

## 中央公民館の利用に係る基準額

種別	午前9時から正午まで		午後1時から午後9時まで		午前9時から午後9時まで	
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
第1研修室	円 617	円 822	円 822	円 1,439	円 1,644	円 2,261
第2研修室	781	1,038	1,038	1,819	2,076	2,857
第3研修室	781	1,038	1,038	1,819	2,076	2,857
第4研修室	977	1,306	1,306	2,283	2,612	3,589
第5研修室	781	1,038	1,038	1,819	2,076	2,857
第6研修室	781	1,038	1,038	1,819	2,076	2,857
視聴覚室	2,602	3,466	3,466	6,068	6,932	9,534
調理実習室	1,728	2,304	2,304	4,032	4,608	6,336
室内楽室	864	1,152	1,152	2,016	2,304	3,168
和室	1,213	1,625	1,625	2,838	3,250	4,463
体育室	1,326	1,769	1,769	3,095	3,538	4,864
工作室	1,038	1,388	1,388	2,426	2,776	3,814

## 備考

- 1 ガスを利用する場合は、その実費に相当する額とする。
- 2 利用者が入場者から入場料金その他これに類する料金を徴収する場合は、この表に掲げる金額の倍額とする。
- 3 利用時間を超過して利用する場合の金額は、指定管理者があらかじめ市

## 別表第3（第8条関係）

## 中央公民館の利用に係る基準額

種別	午前9時から正午まで		午後1時から午後5時まで		午後6時から午後9時まで		午前9時から午後9時まで	
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで	
第1研修室	円 628	円 838	円 838	円 1,466	円 1,676	円 2,304	円 2,304	
第2研修室	796	1,058	1,058	1,854	2,116	2,912	2,912	
第3研修室	796	1,058	1,058	1,854	2,116	2,912	2,912	
第4研修室	995	1,330	1,330	2,325	2,660	3,655	3,655	
第5研修室	796	1,058	1,058	1,854	2,116	2,912	2,912	
第6研修室	796	1,058	1,058	1,854	2,116	2,912	2,912	
視聴覚室	2,650	3,530	3,530	6,180	7,060	9,710	9,710	
調理実習室	1,760	2,346	2,346	4,106	4,692	6,452	6,452	
室内楽室	880	1,173	1,173	2,053	2,346	3,226	3,226	
和室	1,236	1,655	1,655	2,891	3,310	4,546	4,546	
体育室	1,351	1,801	1,801	3,152	3,602	4,953	4,953	
工作室	1,058	1,414	1,414	2,472	2,828	3,886	3,886	

## 備考

- 1 ガスを利用する場合は、その実費に相当する額とする。
- 2 利用者が入場者から入場料金その他これに類する料金を徴収する場合は、この表に掲げる金額の倍額とする。
- 3 利用時間を超過して利用する場合の金額は、指定管理者があらかじめ市

長の承認を受けて定める額とする。

別表第4（第8条関係）

男女共同参画推進センターの利用に係る基準額

種別	利用時間	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
		円	円	円	円	円	円
会議室	1	843	1,121	1,121	1,964	2,242	3,085
	2	349	473	473	822	946	1,295
	3	699	925	925	1,624	1,850	2,549
	4	473	627	627	1,100	1,254	1,727
研修室	1	1,604	2,139	2,139	3,743	4,278	5,882
	2	977	1,306	1,306	2,283	2,612	3,589
	和室	586	781	781	1,367	1,562	2,148

備考

- 1 営利、営業宣伝その他これらに類する目的で利用する場合の金額は、この表に掲げる金額の倍額とする。
- 2 利用時間を超過して利用する場合の金額は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする。

別表第5（第18条関係）

使用区分	使用料（1月につき）
売店	9,534円

備考

長の承認を受けて定める額とする。

別表第4（第8条関係）

男女共同参画推進センターの利用に係る基準額

種別	利用時間	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
		円	円	円	円	円	円
会議室	1	859	1,141	1,141	2,000	2,282	3,141
	2	356	481	481	837	962	1,318
	3	712	942	942	1,654	1,884	2,596
	4	481	639	639	1,120	1,278	1,759
研修室	1	1,634	2,179	2,179	3,813	4,358	5,992
	2	995	1,330	1,330	2,325	2,660	3,655
	和室	597	796	796	1,393	1,592	2,189

備考

- 1 営利、営業宣伝その他これらに類する目的で利用する場合の金額は、この表に掲げる金額の倍額とする。
- 2 利用時間を超過して利用する場合の金額は、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定める額とする。

別表第5（第18条関係）

使用区分	使用料（1月につき）
売店	9,711円

備考



- 1 使用期間が1月未満であるとき、又は使用期間に1月未満の端数があるときは、その使用期間又はその端数期間については、1月を30日として日割計算をする。
- 2 使用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

- 1 使用期間が1月未満であるとき、又は使用期間に1月未満の端数があるときは、その使用期間又はその端数期間については、1月を30日として日割計算をする。
- 2 使用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。



日吉自然の家条例新旧対照表

現行 消費税8%	改正後(案) 消費税10%																																				
○日吉自然の家条例	○日吉自然の家条例																																				
平成27年12月28日 条例第53号	平成27年12月28日 条例第53号																																				
本則及び附則(略) 別表(第8条関係)	本則及び附則(略) 別表(第8条関係)																																				
1 宿泊研修施設等を利用する場合(宿泊をしない体育館の専用利用を除く。) の基準額	1 宿泊研修施設等を利用する場合(宿泊をしない体育館の専用利用を除く。) の基準額																																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 60%;">金額(1人1日につき)</th> <th style="width: 20%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">幼児、小学校の児童又は は中学校の生徒</td> <td>宿泊する場合</td> <td style="text-align: right;">266円</td> </tr> <tr> <td>宿泊しない場合</td> <td style="text-align: center;">無料</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高等学校の生徒等</td> <td>宿泊する場合</td> <td style="text-align: right;">532円</td> </tr> <tr> <td>宿泊しない場合</td> <td style="text-align: center;">無料</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の者(4歳未満 の者を除く。)</td> <td>宿泊する場合</td> <td style="text-align: right;">円 1,065</td> </tr> <tr> <td>宿泊しない場合</td> <td style="text-align: right;">324</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額(1人1日につき)		幼児、小学校の児童又は は中学校の生徒	宿泊する場合	266円	宿泊しない場合	無料	高等学校の生徒等	宿泊する場合	532円	宿泊しない場合	無料	その他の者(4歳未満 の者を除く。)	宿泊する場合	円 1,065	宿泊しない場合	324	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">区分</th> <th style="width: 60%;">金額(1人1日につき)</th> <th style="width: 20%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">幼児、小学校の児童又は は中学校の生徒</td> <td>宿泊する場合</td> <td style="text-align: right;">270円</td> </tr> <tr> <td>宿泊しない場合</td> <td style="text-align: center;">無料</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">高等学校の生徒等</td> <td>宿泊する場合</td> <td style="text-align: right;">540円</td> </tr> <tr> <td>宿泊しない場合</td> <td style="text-align: center;">無料</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他の者(4歳未満 の者を除く。)</td> <td>宿泊する場合</td> <td style="text-align: right;">円 1,084</td> </tr> <tr> <td>宿泊しない場合</td> <td style="text-align: right;">330</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額(1人1日につき)		幼児、小学校の児童又は は中学校の生徒	宿泊する場合	270円	宿泊しない場合	無料	高等学校の生徒等	宿泊する場合	540円	宿泊しない場合	無料	その他の者(4歳未満 の者を除く。)	宿泊する場合	円 1,084	宿泊しない場合	330
区分	金額(1人1日につき)																																				
幼児、小学校の児童又は は中学校の生徒	宿泊する場合	266円																																			
	宿泊しない場合	無料																																			
高等学校の生徒等	宿泊する場合	532円																																			
	宿泊しない場合	無料																																			
その他の者(4歳未満 の者を除く。)	宿泊する場合	円 1,065																																			
	宿泊しない場合	324																																			
区分	金額(1人1日につき)																																				
幼児、小学校の児童又は は中学校の生徒	宿泊する場合	270円																																			
	宿泊しない場合	無料																																			
高等学校の生徒等	宿泊する場合	540円																																			
	宿泊しない場合	無料																																			
その他の者(4歳未満 の者を除く。)	宿泊する場合	円 1,084																																			
	宿泊しない場合	330																																			
備考	備考																																				
1 「幼児」とは、就学前の者(4歳未満の者を除く。)をいう。	1 「幼児」とは、就学前の者(4歳未満の者を除く。)をいう。																																				
2 「高等学校の生徒等」とは、高等学校の生徒及び15歳以上の者であつて18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの(中学校及び高等学校の生徒を除く。)をいう。	2 「高等学校の生徒等」とは、高等学校の生徒及び15歳以上の者であつて18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの(中学校及び高等学校の生徒を除く。)をいう。																																				
3 宿泊する場合の1日とは、午前9時から翌日の午後4時30分までの間とする。	3 宿泊する場合の1日とは、午前9時から翌日の午後4時30分までの間とする。																																				
4 宿泊しない場合の1日とは、午前9時から午後9時までの間とする。	4 宿泊しない場合の1日とは、午前9時から午後9時までの間とする。																																				

2 宿泊をしない体育館の専用利用をする場合の基準額 2 宿泊をしない体育館の専用利用をする場合の基準額

区分		金額 (1時間につき)
体育館	全面	円 <u>308</u>
	半面につき	<u>154</u>

備考 利用時間が1時間未満であるとき、又はその時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。

2 宿泊をしない体育館の専用利用をする場合の基準額 2 宿泊をしない体育館の専用利用をする場合の基準額

区分		金額 (1時間につき)
体育館	全面	円 <u>313</u>
	半面につき	<u>156</u>

備考 利用時間が1時間未満であるとき、又はその時間に1時間未満の端数があるときは、その利用時間又はその端数時間は、1時間として計算する。